

平成31年1月25日

発 言 者	発 言 要 旨
<p>柴田委員</p> <p>インバウンド・国際交流推進課長</p>	<p>人手不足で外国人労働者が増えているため、日本語習得のサポートが重要と考えるが、どのように対応しているのか。</p> <p>県内に在住する外国人への支援は、山形県国際交流センターが外国人相談窓口を設置しており、電話や窓口での面談により、生活一般について幅広く対応している。</p> <p>山形県国際交流協会でも、日本語習得の支援を行っており、在住外国人向けに能力別のクラスを編成し、山形市内で日本語教室を開催している。また、山形市まで通うことが困難な人には、協会に登録している日本語サポーターが個別の学習サポートを行っている。</p>
<p>柴田委員</p> <p>雇用対策課長</p>	<p>ビジネスとしての日本語会話を習得するには、仕事をしながら日本語学校に通う場合の補助などの支援が必要と思うがどうか。</p> <p>技能実習制度においては、日本語教育は監理団体が担うことになっており、技能実習に入る前に2か月間掛けて日本語教育や仕事に必要な研修を行っている。</p> <p>監理団体の中には、しっかりとした日本語教育を行い、企業の負担が無いところもあれば、小規模の監理団体の中には、しっかりとした日本語教育ができていない団体もあると聞いている。</p> <p>県には監理団体への指導権限がないため、法務省や厚生労働省と連携しながら日本語教育の強化について働き掛けを行いたい。</p>
<p>柴田委員</p> <p>雇用対策課長</p>	<p>外国人労働者は、工場などの現場で「分かったか」と聞くと、「分かった」と答えるが、細かな内容を聞くと実は理解をしていない場合があると聞く。事故が起きる懸念もあるので、県もしっかりサポートをしてほしい。</p> <p>技能実習法に加えて、特定技能という新しい制度も創設され、国でも日本語教育の支援を予定しているので、県も今後、その動向を踏まえながら、何ができるかを考えていきたい。</p>
<p>柴田委員</p> <p>渡辺委員</p>	<p>外国人労働者の言語や生活についての支援は、地域でできる部分があると考え。県における支援は、外国人労働者を雇う地域の中小企業振興にもつながるので、是非、支援を検討してほしい。</p> <p>厚生労働省の不適正な毎月勤労統計調査について、雇用保険、労災保険、船員保険、企業向けの助成金などに影響があり、追加給付が必要になるという報道もある。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
雇用対策課長	<p>リーマンショック時の雇用調整助成金について、山形県では、東北各県と比較して多くの対象者に助成していたと思う。まだはっきりしないところもあると思うが、県は追加給付の必要性についてどのように捉えているのか聞きたい。</p> <p>県ではリーマンショックを受けて、平成23年度と24年度に、国の雇用調整助成金に上乘せする山形県雇用維持緊急助成金を交付した。</p> <p>県単独事業で実施したため、全額、国の制度にリンクしているものではなく、上限もあり併給調整をしている。また、予算の範囲内で交付するとしていたため、雇用調整助成金の金額が変わる場合でも、県の上乗せ支給分の追加給付は無いと考えている。</p>
渡辺委員	<p>国の基幹統計が間違っていれば、それを基に行っている様々な施策への影響が非常に大きいと思う。</p> <p>県においても、所得向上や産業振興などの政策判断で使用した基幹統計が間違っていれば、当然影響が出てくると思う。今回、賃金が下方修正されたことについて、県の政策への影響はどうか。</p>
産業政策課長	<p>今回問題となっている毎月勤労統計調査の修正の影響については各部局で確認を行っている。商工労働部としては、県内企業の業況を判断するための経済指標の一つとして用いているが、県の政策への直接の影響はないと考えている。</p>
渡辺委員	<p>今の政権が政策判断に使っているのも、その影響は大きいと思う。消費税増税の判断の一つにもなっている。給与が上がっている、景気は回復しているとされていたが、それが間違っていた中で、地域経済を更に冷え込ませる消費税増税はやらない方が良くと多くの人が思っている。統計の間違いは、政策の判断に大きく影響すると思うが、部長はどう考えるか。</p>
商工労働部長	<p>今回の厚生労働省の修正は重要な修正だと思う。我々もそれを参考にしながら企画立案することもあるので、まずは引き続き、国の動向を注視しながら、継続的に、どのような影響があるのか考えていかなければならないと思う。</p>
山科委員	<p>県内で森林（モリ）ノミクスの取組みが進んでいるが、県産木材と県外木材の利用はどのような状況か。</p>
木材産業振興主幹	<p>平成29年の実績ベースで12万3,000m³が、製材用のA材として県内で利用されていると想定している。</p> <p>県内の製材工場は、この県産木材を製材し製品とする他、県外か</p>

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	<p>ら購入した製材品と併せて県内の工務店等に供給している。</p> <p>県では木材の生産量の目標を60万m³としているが、状況はどうか。</p>
木材産業振興主幹	<p>平成32年度の原木の生産目標を60万m³としており、その内訳は、A材が約20万m³、残りは集成材用のB材、木質バイオマス用のC、D材となっている。現時点では、順調に生産量が伸びていると認識している。</p>
山科委員	<p>新庄市では、A材からD材まで一括して市内の工業団地内で消費できる体制となっており、B材とC材が競合するなど材料の奪い合いが始まっているが、県はどのように捉えているか。</p>
木材産業振興主幹	<p>立木を伐採すると、住宅用のA材、集成材用のB材や、木質バイオマス用のC、D材が生産され、それらはそれぞれ供給先が決まってくる。最上地域を例にとると、A材は地域の製材工場、B材は集成材工場等、残りのC、D材は木質バイオマス発電所等に供給されている。最上地域の原木生産量は約20万m³だが、用途に応じてそれらの工場に供給されている。県としては、それらの県産木材の供給に対して、高性能林業機械の整備、輸送に対する支援など、A材からC、D材まで用途ごとに使われるよう、総合的な支援を行っている。</p>
山科委員	<p>A材とB材、B材とC材の間で競合が始まっているが、県としてどのような対応をしているのか。</p>
木材産業推進主幹	<p>B材を例にすると、合板用の材と集成材用の材では曲りの程度で規格が異なっている。事業者は、山から切り出した木材を、合板の規格に合うのか、集成材の規格に合うのか、住宅の規格に合うのか、それぞれ選別して供給している。</p> <p>同様にC、D材についても、バイオマス用資材が良いのか、小径材のような土木用資材が良いのか、現場で仕分けを行っている。</p> <p>流通過程においても、用途に応じて材の価格は異なることから、価格に応じて適切に流通していると考えている。</p> <p>今後、A材からD材までの確に選別を行い、それぞれの事業者に供給する体制を整備することが必要と考えている。</p>
森林ノミクス推進監	<p>県では「やまがたの木（A材）利用拡大戦略」を策定し、A材利用を進めるなど、用途に応じた利用拡大を図っており、しっかり区分けをして事業者に供給していきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	<p>再造林の体制づくりを始める必要があるが、将来に向けた環境整備はどのような状況なのか。</p>
森林ノミクス推進監	<p>皆伐後の再造林については100%の補助となっている。その内訳は、国庫補助と義務負担で68%、緑環境税で12%、残りは県と山形県森林再生基金の支援がそれぞれ10%である。</p> <p>山形県森林再生基金は、製材や大型集成材工場などの事業者が1㎡当たり20円の協力金を拠出し、補助率を100%にすることで再造林を進める仕組みであり、再造林の体制は既にでき上がっている。</p> <p>再造林を進めるためには森林所有者の理解が必要だが、伐採は民間事業者、植えるのは森林組合と実施主体が別れている。このことから、民間事業者と森林組合が一体となって森林所有者に働き掛ける体制づくりが必要と考えており、しっかり取り組んでいきたい。</p>
山科委員	<p>伐採については、高性能林業機械などで省力化が進んでいるが、再造林の担い手はどう確保するのか。</p>
森林ノミクス推進監	<p>伐採は、高性能林業機械の普及などにより効率が良くなっており、若い人材をどんどん増やしていきたい。県農林大学校林業経営学科でもそうした機械実習の教育を行っている。</p> <p>一方、木を植える作業や下刈りは、なかなか機械化が進まないため、人力で行わなければならない。木を植え、育てる人材の確保は重要と認識しており、農業との連携など、労働力を確保する施策を検討していきたい。</p>
高橋委員	<p>民間企業の労働者から、就業規則を「見ていない」、「知らない」という話を聞く。就業規則の整備状況はどうか。また労働者への周知の状況はどうか。</p>
雇用対策課長	<p>就業規則は常時10人以上の労働者を使用している事業所では定めなくてはならない法的な義務がある。作成に当たっては、労働者代表の意見を聴取した上で作成することになっており、作成の過程で労働者が何らかの形で関与していることになる。</p> <p>周知についても掲示や書面の交付などの義務がある。就業規則作成は労働基準監督署が指導しているが、周知をどの程度しているかの調査はないと思う。</p> <p>県は就業規則の整備と周知は重要と考えており、社会保険労務士に依頼し配置している働き方改革アドバイザーが、従業員100人以下の企業に直接訪問して、就業規則などの作成についてアドバイスを行っている。平成30年上半期で約90社訪問しているが、就業規則関係については約3割で指導したと報告を受けている。</p> <p>就業規則は労働の土台であるので、今後も整備されるよう周知徹底</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋委員	<p>を図っていく。</p> <p>中小企業は数も多いので、就業規則の整備の周知徹底には、商工会、商工会議所などと連携していく必要があると考えるがどうか。</p>
雇用対策課長	<p>就業規則の整備充実は重要なことであるため、商工会、商工会議所、企業振興公社のよろず相談や地域コーディネーターなどの力を借りながら、整備されるよう努力していく。</p>
高橋委員	<p>最低賃金に違反した件数を県で把握しているのか。</p>
雇用対策課長	<p>全国の労働局では1月から3月の3か月間で集中的に、最低賃金が履行されているかの定期監督を行っている。山形労働局では平成30年に194事業所へ指導監督を行い、違反があった事業所が19事業所、違反率9.8%であった。全国平均の違反率は12.7%で、それと比べれば低い、19事業所が違反しており、多い数だと思う。</p> <p>事前に違反があると通報を受けた事業所を含めての数字であり、必ずしも全体の事業所の1割が違反しているわけではないが、違反は減らしていかなければならないので、県もしっかり周知していきたい。具体的には最低賃金が施行されると「県民のあゆみ」に掲載し全戸に配布している。加えて関係機関へのチラシ、ポスター配布やアドバイザーなどを使って細かく周知している。今後も違反が減るように、県も努力していきたい。</p>
船山委員	<p>インバウンド誘客の今後の見通しはどうか。</p>
インバウンド・国際交流推進課長	<p>台湾からのチャーター便は、台湾でトップセールスを実施した際に、平成31年度の春夏期に新たに運航する話があり、その後、31年3月28日から8月2日まで84便の定期チャーター便の運航が決定した。秋冬期の継続運航も働き掛けを行った結果、検討中との前向きな答えをもらった。</p> <p>外航クルーズ船は、30年度は3回寄港したが、31年度は「ダイヤモンド プリンセス」が4回、これまでで最も大型の「MSC スプレディダ」が9月に初寄港する予定である。</p> <p>そのほか「山形県国際戦略」に掲げる重点市場を中心に、個人客と団体客の両方の誘客拡大に取り組んでいる</p>
船山委員	<p>台湾以外からのチャーター便運航の見込みはどうか。</p>
インバウンド・国際交流推進課長	<p>平成30年度の運航は台湾のみとなっているが、韓国等にも働き掛けを行っており、31年度は運航したいという話を聞いている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	香港、中国、タイなどは、他県の空港から本県に誘客するという考え方でよいか。
インバウンド・国際交流推進課長	成田空港、羽田空港から入国する方々には、J R イーストパスや羽田乗継便の活用を促すなどして、県内への呼び込みを行っている。
田澤委員	新幹線から大石田駅で降りる外国人や、陸羽西線の古口駅で降りる外国人が多くなっているが、県は把握しているか。
インバウンド・国際交流推進課長	J R イーストパスの予約状況を見ると、平成30年10月までについて29年同時期と比較すると、山形県全体では136%の伸びで、特に大石田駅までは300%と大きく伸びている。台湾や香港の多くの観光客が銀山温泉を訪問し、その後最上川舟下りに足を伸ばしている。
田澤委員	庄内空港に格安航空会社（L C C）が就航する話もある。 外国人旅行客が山形県に来るための交通手段が重要だと考えるがどうか。
インバウンド・国際交流推進課長	羽田空港から山形空港への乗継便の活用をP Rしている。他県空港から山形に入り、県内に宿泊する場合に1泊1,000円の支援を行いながら旅行商品販売の促進を図っている。 成田空港は訪日外国人が一番多く利用しているので、成田空港と庄内空港が直接結ばれば大きな期待が持てる。運航ダイヤが決まれば航空会社と連携をして、成田空港から乗り継いで庄内に入る旅行商品の販売やプロモーションにも取り組んでいきたい。
鈴木（正）委員	起業を目指す外国人の在留資格の取得要件を緩和する事業である「スタートアップビザ（外国人創業活動促進事業）」は、これまで国家戦略特区で行われてきたが、国が新たに「特定活動」の在留資格を設け、起業までの準備のための滞在期間も1年に延長して全国に展開するとの新聞報道があった。 本県も外国人や外国人留学生の起業支援を、新たな取組みのテーマとすべきと思うがどうか。
中小企業振興課長	国家戦略特区による外国人の起業支援は、近県では新潟市で平成28年度から、仙台市で29年度から行っているが、これまでは、新潟市では申請が無く、仙台市では1件の申請となっている。 経済産業省では、30年12月28日に「外国人起業活動促進事業に関する告示」を施行し、これまで特区事業で実施していたものを、その滞在期間を6か月から1年に延長するなどして、全国の自治体で実施できるようにした。

発 言 者	発 言 要 旨
鈴木（正）委員	<p>県内においては、山形大学で文部科学省の次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）に取り組んでおり、研究成果等を基にした起業や新事業創出のプログラムを実施している。こうした取り組みや他県の状況等も踏まえながら、外国人の起業に係る取り組みについて、何ができるか考えていきたい。</p> <p>様々な機関と連携し、起業支援を含めて外国人が活躍できる基盤を作ることが必要である。特に大学との連携は重要と考えるが、県の意向はどうか。</p>
中小企業振興課長	<p>山形大学でEDGE-NEXTによる起業家育成の取り組みが進捗しており、外国人の起業支援は、大学等と連携しながら進めたい。</p>
松田副委員長	<p>学校給食に異物が混入する事案が多数発生している。大江町でも平成30年度に米飯に異物が混入する事案が2回あり、調査した結果、委託された企業の機械設備の老朽化により異物が混入したことが判明した。企業が新しい工場を建設し操業するには16億円程度の費用がかかるため、県の助成が無い限り建設するのは難しい。</p> <p>30年度に県内で6件の異物混入があり、その度に給食を廃棄せざるを得ないが、県の考え方はどうか。</p>
教育次長	<p>学校給食については昨日のNHKでも報道されていたが、以前、共同炊飯場を作るための支援の要望が県教育委員会にあった。</p> <p>しかし、学校給食は市町村の責任で行うものであり、県の支援のあり方は慎重を要する部分がある。山形県学校給食会などの組織と連携を図りながら、安全な学校給食を供給することは必要と思うが、現在、県として具体的な支援は難しいと判断している。</p>
松田副委員長	<p>少子化の影響で小規模校が多くなり、自校調理ができなくなったため、米飯だけは企業に委託する市町村が多くなってきた。企業の新しい工場ができないと再度、異物混入が起きる可能性がある。</p> <p>この問題で悩んでいる市町村は多いので、県は十分に意思疎通を図り、子供たちに安全な給食が供給できるよう、改善策を考えてほしい。</p>
教育次長	<p>給食のあり方については、市町村が自ら給食センターを持っている場合や、米飯だけは企業に委託する場合など、様々な形の供給方法があり、市町村の共通した課題認識でない部分がある。</p> <p>学校給食は、教育庁スポーツ保健課の食育担当も関与しているため、様々な状況を見ながら、できる範囲で助言などを行っていく。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
【委員間討議】	
矢吹委員長	<p>意見書の項目案について、委員間討議を行う。前回の委員会における委員間討議、その後の副委員長との調整の結果、意見書として「新たな外国人材の受入れの円滑な実施」、「消費税率の引上げに対する政府の対応」の2本とすることで整理している。</p> <p>まず、「新たな外国人材の受入れの円滑な実施」における意見書に関連して、執行部より商工労働部が実施した「外国人労働者の雇用実態に関するアンケート調査結果（速報版）」について説明をお願いします。</p>
雇用対策課長	<p>「外国人労働者の雇用実態に関するアンケート調査結果（速報版）」の概要説明</p>
矢吹委員長	<p>執行部に対する質問等はあるか</p>
各委員	<p>なし。</p>
矢吹委員長	<p>それでは、「新たな外国人材の受入れの円滑な実施」についての意見書の項目案について、委員の意見をお願いしたい。</p>
柴田委員	<p>日本語教育の支援は、監理団体に任されているが、外国人労働者の安全な作業にも関係するので盛り込んではどうか。</p>
矢吹委員長	<p>日本語や生活習慣の更なる教育や質の向上を図ることを盛り込むことについて、副委員長と調整することとしてよろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
矢吹委員長	<p>続いて、「消費税率の引上げに対する政府の対応」についての意見書の項目案について、委員の意見をお願いしたい。</p>
船山委員	<p>消費税率の引上げについては、この項目案のみならず、様々な観点からの意見があると思う。</p> <p>商工労働観光常任委員会で、どのような議論になっているは分からないが、同じ案件で2つの意見書を提出するものではないので、調整して提出することが適切である。</p>
矢吹委員長	<p>意見書を商工労働観光常任委員会と本委員会のどちらで提出するかについて、柴田委員は商工労働観光常任委員長だがどうか。</p>
柴田委員	<p>商工労働観光常任委員会では、消費税率の引上げに対する対応について、県の対応を細やかにすべきということを中心に議論をして</p>

発 言 者	発 言 要 旨
矢吹委員長	<p>いる。</p> <p>今後、置賜地方の商工会で、国に意見書を提出するよう請願する動きがあると聞いており、商工労働観光常任委員会で採択された場合、請願にもとづく意見書を提出することを考えている。</p> <p>請願の予定があるということか。</p>
柴田委員	<p>今回の消費税率の引上げは、軽減税率、キャッシュレス決済のポイント還元、プレミアム商品券など様々な問題があり、高齢化している事業者が対応できなく混乱するため、国に伝えてほしいという請願になると聞いている。</p>
矢吹委員長	<p>商工労働観光常任委員会で請願が採択され、意見書を提出することになれば、内容が重複する部分があるので、当委員会の意見を上乘せして商工労働観光常任委員会で提出する方向で調整してはどうか。</p>
船山委員	<p>議会として提出するので、調整してもらえば構わない。</p>
矢吹委員長	<p>「消費税率の引上げに対する政府の対応」の意見書については、今後、商工労働観光常任委員会の委員長と、委員長間で調整するが、請願が提出されるかはまだわからないため、本委員会では粛々と進めていく。</p> <p>それでは、意見書の項目案のとおりでよろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
矢吹委員長	<p>次に、政策提言案について委員間討議を行う。</p> <p>前回の12月定例会中の委員会における委員の意見を踏まえ修正している。このことについて、委員の意見を伺いたい。</p>
各委員	<p>なし。</p>
矢吹委員長	<p>それでは、案のとおりの内容とさせてもらう。</p>
矢吹委員長	<p>最後に、政策提言のタイトルについて委員間討議を行う。</p> <p>政策責任者協議会で示された当委員会分の政策提言のタイトル案は、「経済のグローバル化や人口減少社会に対応した産業振興・雇用対策の推進」となっている。案のとおりとしてよろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
矢吹委員長	それでは政策責任者協議会で示された案のとおりとする。 次回の委員会では、私から国に対する意見書を発議することについて意見書の文案を提案するとともに、委員会の調査終了について決定する。